

社会資本整備審議会 建築分科会への諮問（その1）

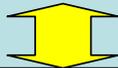
「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方について」

（背景）

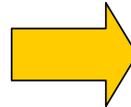
○建築物は、生活や経済活動の中心
的な場であり、都市や地域を構成する
重要な要素



○より安全で質の高い建築物の整備、
長期にわたって使用できる建築ストック
の形成が必要



安全性、利便性、快適性
科学技術、文化、芸術振興
良好な環境の保全形成
都市・地域の景観



（検討事項）

1. 質の高い建築物の整備方策

質の高い建築物の整備に向けた目
標、基本理念、関係者の責務等の設
定

2. 建築行政のマネジメント方策

円滑な経済活動を確保しつつ、法令
遵守を徹底するため建築確認、検査、
違反是正といった一連の手続きの実
効性確保

3. 超高層住宅・建築物、大規模建築
物群の安全確保方策

災害時の避難の円滑化や、災害時
の連携、調整に関する計画のあり方

質の高い建築物の整備方策について

背景

- 住宅分野では、住生活基本計画や性能表示制度等により、基本理念や質の目標、表示制度が構築されている。
 - 建築分野では、誘導的な基準は省エネやバリアフリー等一部の分野にとどまっている。
 - 主に環境面での総合的な性能を評価するシステムは開発・普及が進んでいる。
 - 「建築基本法」の提案。
- 建築物総体としての質の向上を図る方策が必要

建築基準法で定める最低限の基準を超える質の高い建築物の整備を進めるための方策が必要

検討課題

- 建築物が有すべき質の目標、基本理念
- 関係者の責務
- 建築物の質、性能の表示方策
- 学際・業際の観点からの促進方策
- 広く国民が共有する方策 等

【住宅分野の取り組み】

- 住生活基本法
基本理念を定めるとともに、「住生活基本計画」において、質の向上の目標等を設定
- 住宅性能表示制度（住宅品質確保法）

【建築分野における質向上の取り組み】

- 建築物の省エネルギーの判断基準
（エネルギーの使用の合理化に関する法律）
- 移動円滑化（バリアフリー）基準
（バリアフリー法、遵守基準及び誘導基準）

- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）
室内環境の向上と地球環境への負荷の低減等を一体的に評価を行うシステム

- 「建築基本法」の提案がなされている
（建築の基本理念等）

建築行政のマネジメント方策について

背景

- ・質の高い建築物の整備が求められている
- ・構造計算書偽装問題や完了検査を受けない建築物における違反、施工ミス等による建築基準法令違反が発生
- ・部材・資材レベルの建築主事等による確認審査が困難な問題が発生
 - 昇降機における強度の低い鋼材の使用 (H19)、防耐火構造の大臣認定の不正取得 (H19) 等
- ・昇降機における人身事故など重大な建築物事故が発生
 - 港区内の公共賃貸住宅のエレベーターによる事故 (H18)、吹田市内の遊園地のコースターによる事故 (H19) 等

円滑な経済活動を確保しつつ、建築確認・検査・違反是正といった一連の手続きの実効性を確保することが必要

これまでの取組

- ・確認検査を実施する体制の強化
 - ・確認検査機関 (H11-)
 - ・構造計算適合性判定機関 (H19-)
- ・基準適合を担保するための
 手続の充実・強化
 - ・中間検査の導入 (H11-)
 - ・定期報告の充実 (H20-)
- ・通知に基づく計画的取組の要請
 - ・建築物安全安心実施計画 (H11-)
 - ・既存建築物に係る
 違反対策推進計画 (H14-)

検討課題

- ・部材・資材の製造、建築物の設計・施工、維持管理といった建築物のライフサイクルの各段階における安全確保体制の確立
 - ・防耐火構造の大臣認定の不正取得への対応
 - ・JIS規格不適合コンクリート問題への対応
 - ・昇降機等の工場生産段階での品質確保対策
 - ・昇降機等の設置後の維持管理対策
- ・事故発生時における迅速・的確な対応と事故情報の収集・分析等による技術基準等への反映
- ・必要な技術基準や運用指針の迅速な整備と実務者へのきめ細かい情報提供
- ・建築物や建築技術者等に関するデータベースの整備とその有効活用

超高層建築物にかかる建築基準法の基準について

(1) 構造強度

高さが60mを超える建築物については、コンピューターシミュレーションにより建設地において想定される地震波などにより建築物がどのように揺れるかを検証し(時刻歴応答解析)、構造耐力上安全であることを確かめた上で大臣認定を受けることが義務付けられている。(なお、極めて稀に起こる震度6強から7の地震に対して、高さに対する揺れ(層間変形)が概ね1/100以内※になるように設計されている。

※高さ150mの建築物の場合、最上階の揺れが最も大きい部分でも振幅1.5mを越えないこと

(2) 設備安全性

① エレベーター

エレベーターについては、極めて稀に起こる震度6強から7の地震に対して、かごの脱落等を防止することが義務付けられている。

また、

- ・震度5弱程度の地震が発生した場合は、エレベーターに直ちに停止し、
- ・震度4程度の地震が発生した場合は、自動的に最寄りの階へ移動・着床し、乗客が避難できるよう設計されている。(法令上の基準は設けられていない)

② エレベーター以外の建築設備

エレベーター以外の建築設備については、基準上は、建築物の変形に対して損傷防止のための措置を講ずることが義務付けられており、基準の解説書である建築設備耐震設計・施工指針においては、層間変形が1/100程度では損傷、脱落等を生じないこととされている。

なお、電力や水の確保についての基準はない。

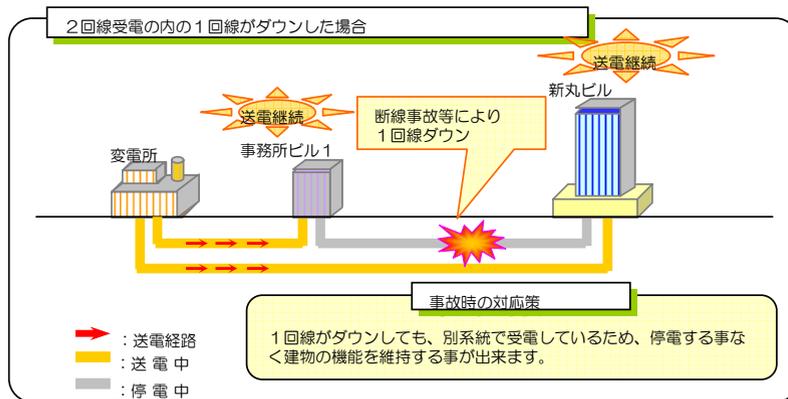
新丸の内ビルディングの防災計画

○電気の確保

- ・**ループ受電**により電源の信頼性を確保。

万が一の送電停止に備え、ビル用とテナント用の**自家発電機**を設置。

自家発電機は、保安電力に対して**24時間以上2～3日分**の燃料(重油)を確保。なお、保安電力とは、テナント内を除く通信、監視、設備、防災設備などへ供給電力のこと。



○水の確保

- ・**3日分**の受水槽容量を確保するとともに、**防災井戸**により非常時に地下水の利用(送電停止時も自家発電機により送水ポンプ等の運転可能。)

○エレベーターの運行

- ・送電停止時も自家発電機により**2台の非常用エレベーター**、**その他1台のエレベーター**が運行可能。

東京ミッドタウン高層住宅の防災計画

○電気の確保

- ・**ループ受電**により電源の信頼性を確保。

万が一の送電停止に備え、**自家発電機**を設置。自家発電機は、保安電力に対して**10日分**の燃料(重油)を確保。

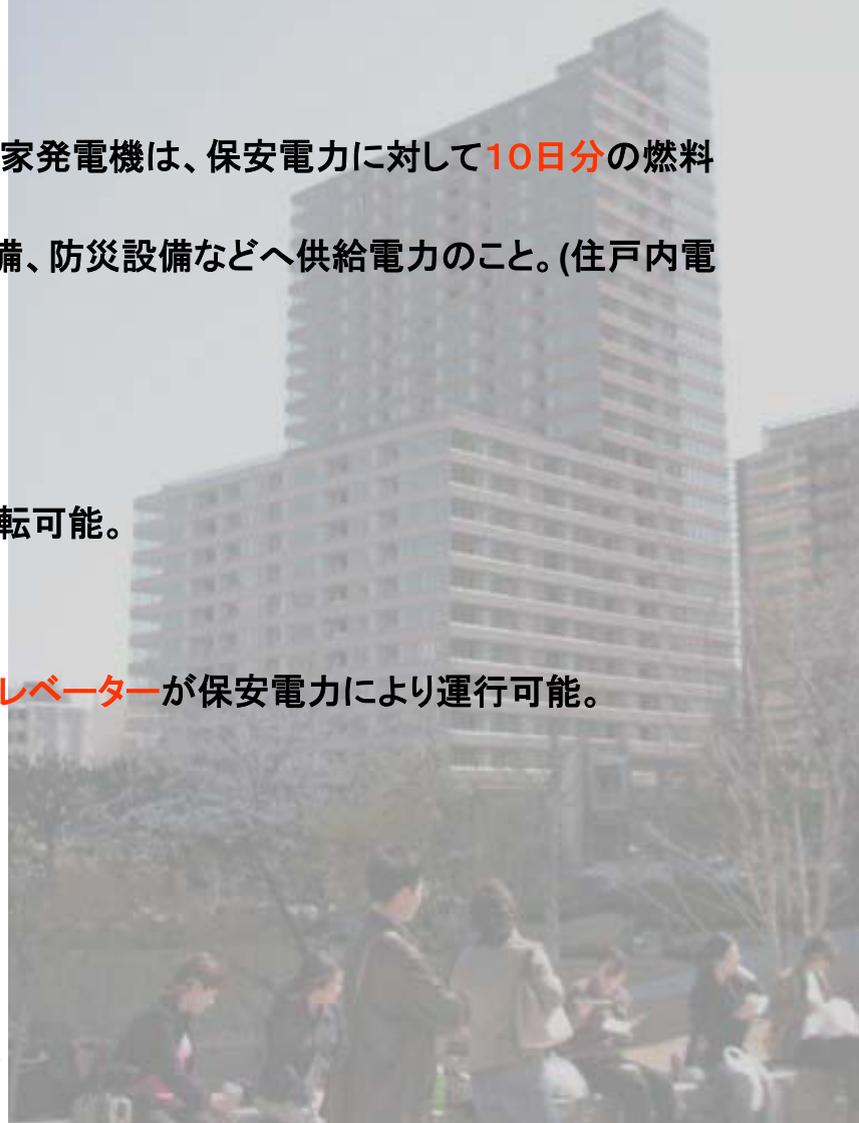
なお、保安電力とは、住戸内を除く通信、監視、設備、防災設備などへ供給電力のこと。(住戸内電力は供給されないために停電)

○水の確保

- ・水道の途絶に対して**7日分**の受水槽容量を確保。
送電停止時も自家発電機により送水ポンプ等の運転可能。

○エレベーターの運行

- ・送電停止時も**非常用エレベーター**とその他**1台のエレベーター**が保安電力により運行可能。



担当部会について(案)

(検討事項)

1. 質の高い建築物の整備方策

質の高い建築物の整備に向けた目標、基本理念、関係者の責務等の設定

(担当部会)

基本制度部会

2. 建築行政のマネジメント方策

円滑な経済活動を確保しつつ、法令遵守を徹底するため建築確認、検査、違反是正といった一連の手続きの実効性確保

基本制度部会

3. 超高層住宅・建築物、大規模建築物群の安全確保方策

災害時の避難の円滑化や、災害時の連携、調整に関する計画のあり方

建築物事故・災害対策部会